

北海道における 官公需の取組みについて

北海道経済部地域経済局中小企業課

道における官公需施策

経済・雇用対策予算の
執行方針

中小企業者に関する
国等の契約の基本方針

中小企業・小規模事業者を
取り巻く厳しい経営環境

**「中小企業者等に対する受注機会の確保に
関する推進方針」の策定（平成15年11月）**

令和6年度

中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針

■ 国の方針などを踏まえ、以下のとおり改正

削除

新型コロナ関連の事項

追加

**契約途中におけるエネルギー
コスト等の上昇時に係る配慮事項**

追加

知的財産権の取扱いに係る事項

道内中小企業者等向け契約目標

■ 令和 6 年度 契約目標

(単位：金額ベース%)

区 分	区分ごとの官公需総額に対する割合
物 品	7 2 . 0 %
工 事	9 4 . 2 %
役 務	8 1 . 3 %
計	9 0 . 1 %

目標値の推移

■ 目標値（道内中小企業者等向け契約目標）

（単位：金額ベース％）

区分	H15～19	H20～29	H30～
物品	69.2	72.0	72.0
工事	91.3	92.8	94.2
役務	77.7	77.7	81.3
計	89.0	89.9	90.1

令和4年度道内中小企業者等向け契約実績

■実績値

(単位：金額ベース%)

区 分	中小企業者等比率
物 品	70.0
工 事	96.6
役 務	52.3
計	79.4

受注機会の確保・拡大のための措置①

■指名競争

- ・ 工事の発注では、原則、同一資格等級区分
 - ・ 物品等の発注では、指名実績がなくても、受注意欲があり履行能力があると認められれば、できる限り選定
- ⇒ 中小企業者等の新規参入による受注機会の確保・拡大を図る

■一般競争

- ・ 契約の適正な履行や適正な競争が確保できる範囲において、事業所の所在地に係る要件（いわゆる「地域要件」）を設定

■随意契約

- ・ 中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るよう、特段の配慮に努める
- ⇒ 見積書は地元業者・中小企業者から

受注機会の確保・拡大のための措置②

■ 中小企業者等への説明の徹底

- ・ 物品等の発注に当たって、入札等が円滑に行われるよう、必要な事項について、必要に応じて仕様書等に明記することにより、十分な説明に努める

■ 分離・分割発注の推進

- ・ 法令等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割発注することが適当かを十分検討し、できる限り分離・分割して発注

■ 計画的発注の推進及び労働時間短縮等への配慮

- ・ 物品等の発注に当たっては、できる限り計画的な発注を行うとともに、労働環境の改善に向けた道が進める「働き方改革」を踏まえ、発注の平準化や適正な納期、工期の設定に配慮する
- ・ 契約後に受注者から「発注に伴う長時間労働等」に関する相談があった場合には、相談体制を活用し、相談が円滑に行われるよう努める

受注機会の確保・拡大のための措置③

■ 適正価格による発注に関する配慮

- ・ 物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮

追加 事項

- ・ 物品及び役務においては、契約の途中で、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応する
- ・ 工事等の発注に当たっては、適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度や最低制限価格の適切な運用を図る

追加 事項

- ・ 公共工事においては、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応する

■ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

- ・ 物品等の発注における競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意する

受注機会の確保・拡大のための措置④

追加 事項

■ 知的財産権の取扱い

- ・ 物品及び役務の発注に当たっては、発注内容に知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努める

■ 中小建設業者に対する配慮

- ・ 工事の早期発注、予算の繰越しや債務負担行為の活用、発注見通しの公表等により施工時期の平準化や弾力化、必要な工期の確保を図るなど、中小建設業者の受注機会の確保・拡大に関し、特段の配慮を払うよう努める
- ・ 契約後に受注者から「発注に伴う長時間労働等」に関する相談があった場合には、相談体制を活用し、相談が円滑に行われるよう努める
- ・ 公共工事に関する発注に当たっては、中小企業者の共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の確保・拡大に努める

受注機会の確保・拡大のための措置⑤

■ パートナーシップ構築宣言企業に対する配慮

- ・ 物品等の発注に当たって、適正な価格転嫁が円滑に行われるよう、下請企業からの価格転嫁の協議の申し入れに応じること等を表明する「パートナーシップ構築宣言」を公表した中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める

■ 道と防災協定を締結する中小企業者等に対する配慮

- ・ 道と民間企業等との防災に関する協力協定の実効性を確保するため、物品等の発注に当たっては、道と防災協定を締結している中小企業者等及び防災協定を締結する団体を構成している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める

■ 官公需適格組合等に対する配慮

- ・ 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の確保・拡大に努める
- ・ 競争入札参加資格審査における、資格の種類ごとの要件の特例や、工事における総合点数の算定方式に関する特例

【特例】 ① 資格要件の特例（営業年数の要件を要しない）
② 資本金額及び従業員数について、当該組合分に組合員分を加えた合計値として算定
③ 工事において、評価数値の20%範囲内での調整

受注機会の確保・拡大のための措置⑥

■ 小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮

- ・ 少額の契約案件においては、小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要である場合には、受注機会の確保・拡大に努める
- ・ 新事業創出者に対し、少額の契約案件（物品に限る）については、法令等の規定に基づく随意契約制度を活用して、受注機会の確保・拡大に努める

■ N P Oに対する配慮

- ・ 「N P Oへの業務委託推進方針」に基づき、役務の発注において、公益性が高く、N P Oの特性を活かすことできると認められる案件については、N P Oの積極的活用努める

受注機会の確保・拡大のための措置⑦

■ 新商品の生産を行う者等への配慮

- ・ 物品の発注及び役務の提供に当たっては、「新商品トライアル制度」の活用を促進することにより、受注機会の確保・拡大を図る

■ 道が表彰・認定した商品等への配慮

- ・ 道が実施する表彰企業等事業の対象による表彰等を受けた商品等の販路拡大等を図るため、物品等の発注に当たっては、これらの表彰等を受けて3年以内の中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大に努める
- ・ 道が実施する「北海道リサイクル製品認定制度」の認定を受けた商品の販路拡大等を図るため、物品等の発注に当たっては、当該認定を受け、その有効期間内にある中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大に努める

受注機会の確保・拡大のための措置⑧

■ 中小企業者等の自主的努力の助長

- ・ 中小企業者等の受注機会の確保・拡大のため効果的であると認められる情報を北海道中小企業団体中央会を通じて提供する
- ・ 官公需の受注に意欲的な中小企業者等の受注能力の向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等についての情報を提供するなど、中小企業者等の自主的努力を助長するよう努める

■ 雇用確保等に関する働きかけ

- ・ 物品等の発注に当たっては、受注する中小企業者等に対し、道民が安心して働けるように、雇用の維持確保に努めるとともに働き方改革を推進するよう働きかける
- ・ 特に、工事の発注に当たっては、受注する中小企業者等に対し、通年雇用化等の取組を理解し季節労働者及び離職者の積極的な雇用に努めるよう文書等で働きかける

受注機会の確保・拡大のための措置⑨

■省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に向けた取組に対する配慮

- ・ 2050年までのゼロカーボン北海道の実現につながるよう、道有施設における省エネルギーや新エネルギーの利用設備、機器の導入等に当たっては、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める
- ・ 物品等の発注に当たっては、道の認定等を受けた商品等のうち省エネルギーや新エネルギー導入に関連するもの等を受けた商品等について、これらの表彰等を受けて3年以内の中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める

■ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に対する配慮

- ・ 物品等の発注に当たって、道の登録制度により脱炭素化に積極的に取り組む事業所の登録を行った中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める

新商品トライアル制度の認定

- 新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定し、当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務を随意契約制度の活用などにより購入

道内中小企業者等の
受注機会を確保

販路開拓を支援

制度の流れ



認定商品数（R6.7現在）

総認定数（H18～R5）：160商品（119企業）
現在の認定登録数：3商品（2企業）

